

## 監査役職務確認書の改訂について

2020年3月  
一般社団法人 監査懇話会

・2020年3月 第10回改訂

「監査役職務確認書」は、2011年3月に初版を公表以来、経営環境の変化に合わせて監査役・監査役会の標準的な職務はどうあるべきかを追究し改訂を重ねてきました。今回は、10回目の改訂を行いました。主な改訂事項を紹介いたします。

### I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

監査計画を立案するときの検討事項を例示した。上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項（KAM）」も検討事項に含めることを付記した。

### II. 業務監査に関する項目

- (1)内部統制監査に関し、会社法に基づく内部統制監査と金商法に基づく内部統制監査の記述を分離し、項目を分けた。
- (2)金商法に基づく内部統制監査の項では、財務報告内部統制監査に加えて、法定開示・適時開示を適切に行う体制の整備の監査を取り上げた。
- (3)有価証券報告書の記載事項に「監査の状況」が新たに加わることから、監査役（会）が留意すべき事項とした。

### III. 会計監査に関する項目

- (1)上場会社等にとって「監査上の主要な検討事項（KAM）」は、監査法人（監査人又は会計監査人）との重要な意見交換の項目になることを示すとともに、「KAM」の概要について説明を付記した。
- (2)監査法人が報告すべき法令違反行為の範囲が計算書類や財務諸表に関連する事項以外の法令にも広まったことについて監査役（会）の対応が必要なことを記載した。

### IV. 監査報告に関する項目

監査を実施したときの記録（例えば「監査調書」）を残すことは、監査役の標準的な職務であることを記載した。

### V. 監査役が対応すべきその他の項目

- (1)監査役の選任議案の提出時に監査役（会）が取締役と協議する機会をもつこと、及び監査役の報酬等の水準についても取締役と協議する機会を持つことを提言した。
- (2)三様監査の中で監査役（会）が積極的に統括することの期待が高まりつつあり、確認事項に含め、監査役の標準的な職務と位置付けた。

今回の改訂では、見た目の印象、読みやすさ、及び会社ごとの機関設計や状況の違いに応じた利用をする場合の目安などを考慮し、本文全体の体裁を改めました。「大会社」「会計監査人設置会社」「上場会社」が利用できる確認書になっていますが、それら特有の事項については、その旨付記し、該当しない会社の監査役にも活用しやすいように配慮しています。

「監査役職務確認書一全文」版、「監査役職務確認書一確認事項のみ」版、及び2019年度版からの改訂部分を詳細に示した「新旧対照表」をホームページで公表しています。

また、「監査役職務確認書 利用ガイド」も改訂しましたので、ご参照ください。